



日本年金機構
Japan Pension Service

Press Release

平成22年7月23日

(照会先)

記録問題対策部: (記録問題の取組状況)

記録問題対策グループ長 山田 勝土

榎本 一憲

(電話直通 03-6892-0754)

年金給付部: (年金額回復の具体的事例)

給付企画グループ長 渡部 浩

(電話直通 03-6892-0769)

経営企画部広報室

(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

「年金記録問題への取組状況」等の取りまとめについて

～平成22年7月23日現在(速報値)～

「ねんきん特別便」等の年金記録問題への取組状況について、本年7月23日現在の数値を別添のとおり取りまとめましたので、公表します。

また、「年金額回復の具体的事例」(5月第4週分)について、増加年金額が大きい10ケースを取りまとめました。

年金記録問題への取組状況について(平成22年7月23日現在、速報値)

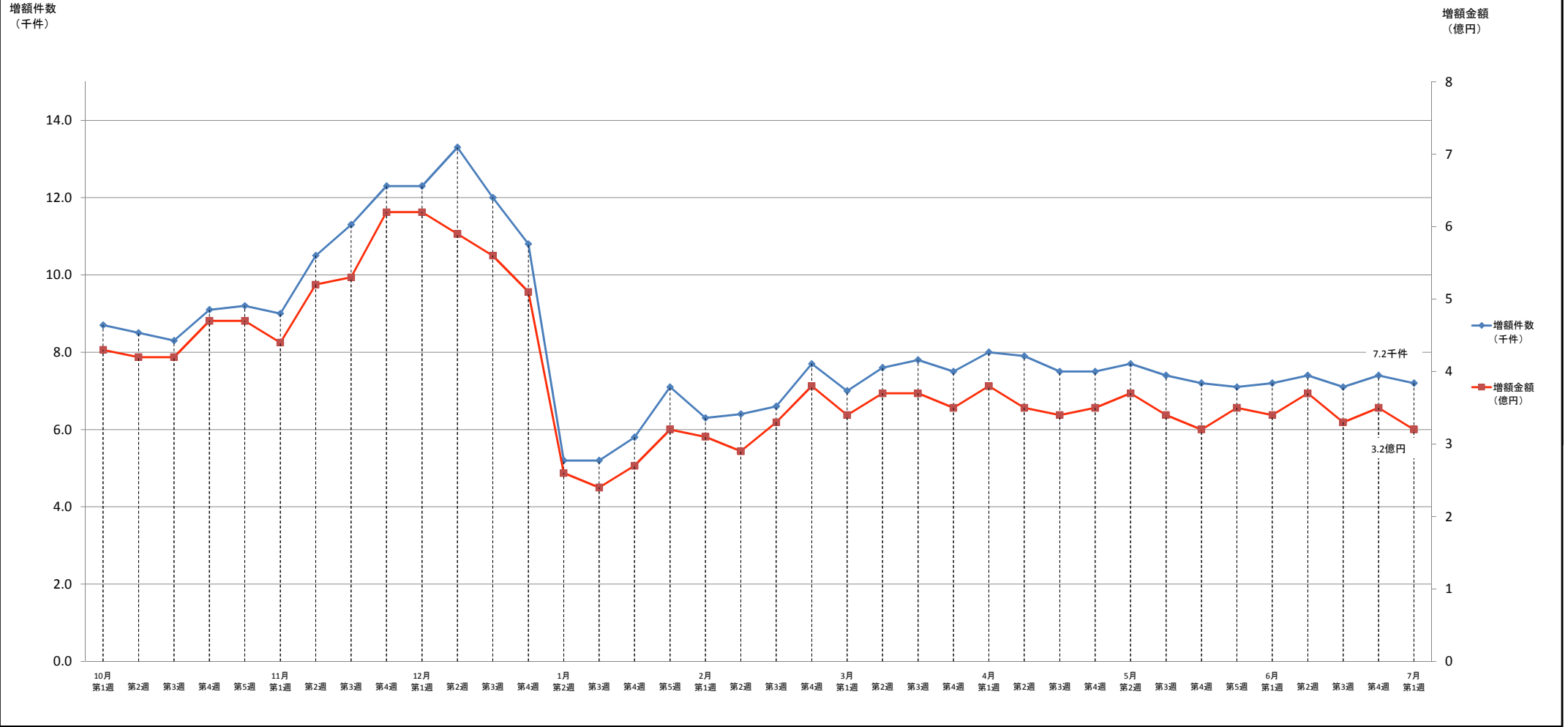
項目		細項目	直近数値	集計時点	前回比・前回数値	前回集計時点	備考
1	ねんきん特別便 〔「訂正あり」回答のうち、「調査中」件数〕	年金事務所分	19.7万件	22年7月9日 (累計)	-1.6万件	22年7月2日	受給者分 回答 3,180万件 (未回答 503万件) 加入者分 回答 4,919万件 (未回答 2,032万件)
		機構本部分(※2)	4.0万件		-1.3万件		
2	5000万件の未統合記録	18年6月以降の統合数(全体)	1,479.1万件	22年7月9日 (累計)	+3.5万件	22年7月2日	未統合記録数(5,095万件と統合数の差)は、3,616万件
		厚年／国年	1,189.7万件／289.4万件		+2.7万件/+0.8万件		
		男／女	671.2万件／807.1万件		+1.7万件/+1.8万件		
		60歳以上／未満(18年6月時点の年齢)	378.0万件／1,070.9万件		+1.0万件/+2.5万件		
3	再裁定申出の機構本部への進達	平均処理期間	0.5か月	22年7月9日	0.0か月	22年7月2日	
		進達に至っていない申出件数	0.8万件		-0.1万件		
4	再裁定	平均処理期間	2.2か月	22年5月末 (6月15日支払分)	0.0か月	22年4月末	再裁定及び時効特例給付の処理を経て、年金の支払いを行うのは毎月15日に固定されており、平均処理期間は月単位でのみ変化するため、月次集計とする。
		未処理件数	7.8万件		-0.1万件		
5	時効特例給付	平均処理期間	2.5か月	22年5月末 (6月15日支払分)	0.0か月	22年4月末	
		未処理件数	22.3万件		-0.4万件		
6	記録訂正による年金額(年額)の増額(※3)	件数	7.2千件	22年7月第1週分	7.4千件	22年6月第4週分	(20年5月以降の累計) 111万件
		年金額増額の総額(概算値)	3.2億円		3.5億円		595億円
7	国民年金特殊台帳とコンピュータ記録との突合せ	突合せ完了件数	3,088.5万件(99.8%)	22年5月末	+8.0万件	22年4月末	突合せ作業については、各都道府県の事務センターにおいて月次計画に基づき処理を進めており、月次集計とする。
		受給者へのお知らせ送付件数(未処理件数)	6.9万件(2.3万件)		+0.2万件(-0.2万件)		
		再裁定進達件数	5.2万件		+0.4万件		
8	コールセンター	応答率	90.7%(75.4%)	22年7月第2週分	94.5%(79.4%)	22年7月第1週分	()外は、年金記録問題に対応する「ねんきん定期便専用ダイヤル」にかかる数値 ()は、一般年金相談の「ねんきんダイヤル」にかかる数値
		応答呼数／総呼数	4.9万件／5.4万件 (8.2万件／10.9万件)		4.5万件／4.8万件 (5.9万件／7.4万件)		
9	年金事務所の窓口相談	相談窓口の待ち時間(13時時点)が1時間を超える年金事務所数(全国312事務所)	5日(月): 1(3) 6日(火): 0(4) 7日(水): 0(0) 8日(木): 0(0) 9日(金): 0(2) 10日(土): 0(0)	22年7月第2週分	28日(月): 1(10) 29日(火): 0(1) 30日(水): 0(2) 1日(木): 0(1) 2日(金): 0(1)	22年7月第1週分	()外は、年金事務所の記録問題専用窓口にかかる数値 ()は、一般の年金相談窓口にかかる数値
10	標準報酬等の遡及訂正事案	年金事務所段階における記録回復事案数	1,125件	22年7月9日 (累計)	+29件	22年7月2日	
		うち2万件の戸別訪問対象事案数	583件		+0件		

(※1) 速報値のため、今後修正があり得る。

(※2) 共済照会分を除く。

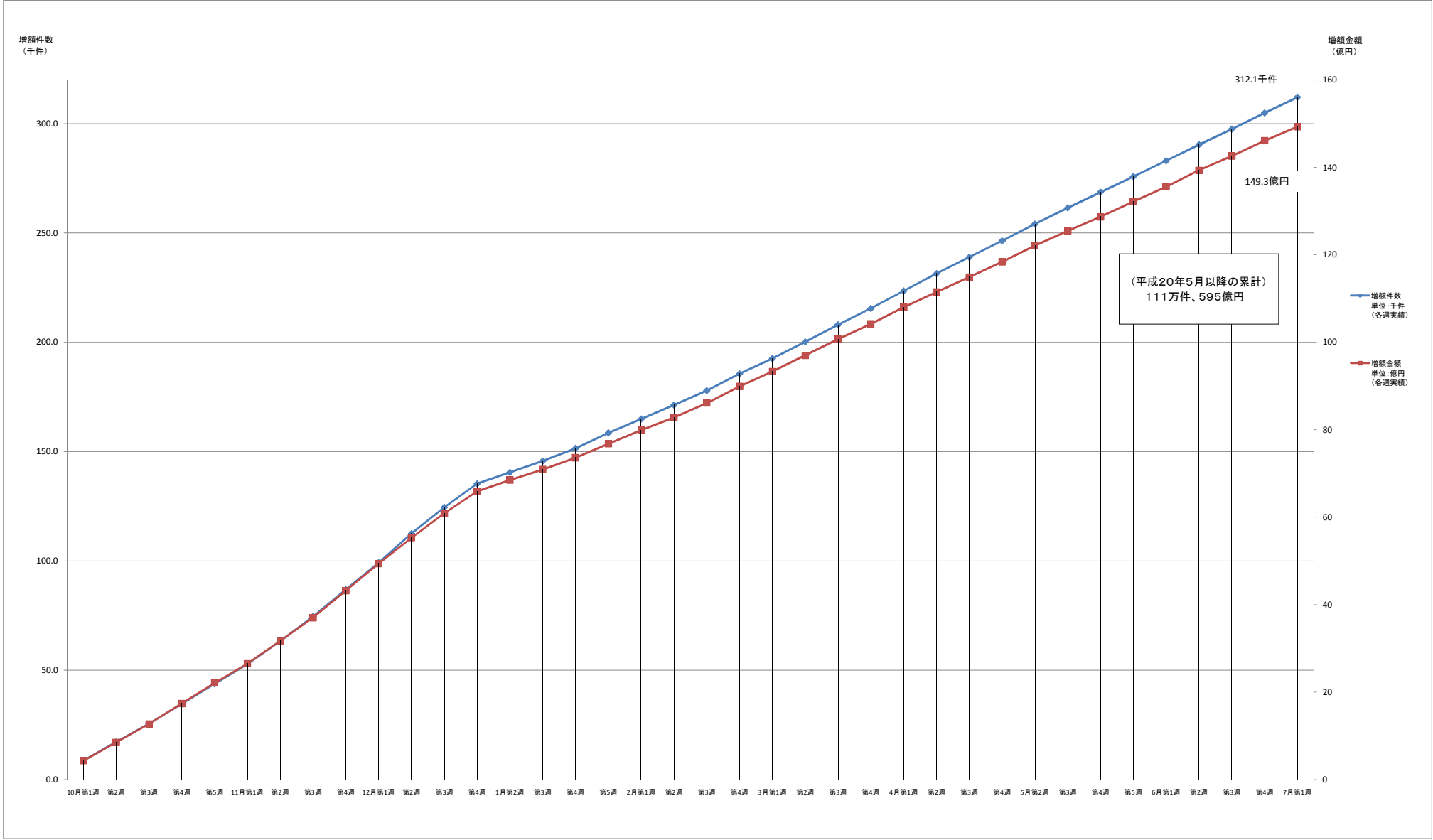
(※3) 年金記録を訂正する場合に、受給者に交付する年金見込額の試算結果による。年金額(年額)増額は、過去に遡及して一時金として支給する額ではない。
1件当たりの年金額(年額)増額は平均5.3万円、65歳の平均余命(平成20年簡易生命表)は男:18.6年、女:23.6年。

記録訂正による年金額(年額)の増額



(注)この集計は、年金記録を訂正する場合に、受給者に交付する年金見込額の試算結果によるもの。年金額(年額)の増額金額は過去に遡及して一時金として支給する額ではない。
なお、65歳の平均余命(平成20年簡易生命表)は、男18.6年、女23.6年である。

記録訂正による年金額(年額)の増額[累積]



	10月					11月				12月				1月					2月				3月				4月				5月					6月				7月
	10月第1週	第2週	第3週	第4週	第5週	11月第1週	第2週	第3週	第4週	12月第1週	第2週	第3週	第4週	1月第2週	第3週	第4週	第5週	2月第1週	第2週	第3週	第4週	3月第1週	第2週	第3週	第4週	4月第1週	第2週	第3週	第4週	5月第2週	第3週	第4週	第5週	6月第1週	第2週	第3週	第4週	7月第1週		
増額件数 単位: 千件 (各週実績)	8.7 (8.7)	17.2 (8.5)	25.5 (8.3)	34.6 (9.1)	43.8 (9.2)	52.8 (9.0)	63.3 (10.5)	74.6 (11.3)	86.9 (12.3)	99.2 (12.3)	112.5 (13.3)	124.5 (12.0)	135.3 (10.8)	140.5 (5.2)	145.7 (5.2)	151.5 (5.8)	158.6 (7.1)	164.9 (6.3)	171.3 (6.4)	177.9 (6.6)	185.6 (7.7)	192.6 (7.0)	200.2 (7.6)	208.0 (7.8)	215.5 (7.5)	223.5 (8.0)	231.4 (7.9)	238.9 (7.5)	246.4 (7.5)	254.1 (7.7)	261.5 (7.4)	268.7 (7.2)	275.8 (7.1)	283.0 (7.2)	290.4 (7.4)	297.5 (7.1)	304.9 (7.4)	312.1 (7.2)		
増額金額 単位: 億円 (各週実績)	4.3 (4.3)	8.5 (4.2)	12.7 (4.2)	17.4 (4.7)	22.1 (4.7)	26.5 (4.4)	31.7 (5.2)	37.0 (5.3)	43.2 (6.2)	49.4 (6.2)	55.3 (5.9)	60.9 (5.6)	65.9 (5.0)	68.5 (2.6)	70.9 (2.4)	73.6 (2.7)	76.8 (3.2)	79.9 (3.1)	82.8 (2.9)	86.1 (3.3)	89.9 (3.8)	93.3 (3.4)	97.0 (3.7)	100.7 (3.7)	104.2 (3.5)	108.0 (3.8)	111.5 (3.5)	114.9 (3.4)	118.4 (3.5)	122.1 (3.7)	125.5 (3.4)	128.7 (3.2)	132.2 (3.5)	135.6 (3.4)	139.3 (3.7)	142.6 (3.3)	146.1 (3.5)	149.3 (3.2)		

(注1)この集計は、年金記録を訂正する場合に、受給者に交付する年金見込額の試算結果によるもの。年金額(年額)の増額金額は過去に遡及して一時金として支給する額ではない。

なお、65歳の平均余命(平成20年簡易生命表)は、男18.6年、女23.6年である。

(注2)週次報告を始めた平成21年10月第1週からの実績を累計したもの。

年金額回復の具体的事例

○平成22年5月17日から21日までに年金額試算を全国の年金事務所で行った増加年金額が大きい10ケースについて取りまとめたもの

番号	年齢	性別	増加年金額 (年額)	年金額(年額)		概 要	年 金 額 回 復 の 経 緯	(参考)一定の前提での増加総額の機械的計算(※)
				回復前	回復後			
1	82歳	女	866,000円	837,100円	1,703,100円	回復前の厚生年金加入期間0月に157月を追加。(老齢基礎年金受給者)	○「ねんきん特別便(名寄せ便)」のフォローアップ対象者であるご本人から回答票が郵送される。 ○ご本人が回答票に「もれがある」と申出の会社名、勤務期間により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。 ○記録統合前は、国民年金の記録のみで老齢基礎年金を受給していたが、今回判明した厚生年金の記録により老齢厚生年金が受給できることになった。	約2,470万円
2	75歳	男	706,500円	392,600円	1,099,100円	回復前の厚生年金加入期間0月に160月を追加。(老齢基礎年金受給者)	○「ねんきん特別便(名寄せ便)」のフォローアップ対象者であるご本人から回答票が郵送される。 ○ご本人が回答票に「もれがある」と申出の会社名、勤務期間により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。 ○記録統合前は、国民年金の記録のみで老齢基礎年金を受給していたが、今回判明した厚生年金の記録により老齢厚生年金が受給できることになった。	約1,660万円
3	80歳	女	634,000円	1,429,000円	2,063,000円	回復前の厚生年金加入期間313月に134月を追加。	○「ねんきん特別便(名寄せ便)」の対象者であるご本人が回答票を持参し相談窓口を訪れる。 ○ご本人が「もれがある」と申出の会社名、勤務期間により調査したところ、ご本人の申出と一致(勤務期間が多少相違)する厚生年金の記録が判明し、勤務期間の相違についてご本人に確認のうえ記録を統合した。	約1,810万円
4	80歳	男	616,000円	1,959,800円	2,575,800円	回復前の厚生年金加入期間352月に船員保険加入期間109月(厚生年金換算145月)を追加。	○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票がご本人から郵送される。 ○ご本人が「もれがある」と申出の船舶保有者名と乗船期間から船員保険記録を調査したところ、ご本人の申出と一致する船員保険の旧台帳の記録が判明し、記録を統合した。	約1,450万円
5	85歳	男	577,200円	1,150,900円	1,728,100円	回復前の厚生年金加入期間250月に87月を追加。	○「ねんきん特別便(名寄せ便)」の対象者であるご本人が回答票を持参し相談窓口を訪れる。 ○ご本人が「もれがある」と申出の会社名、勤務期間により調査したところ、ご本人の申出とほぼ一致(氏名の漢字が一部相違)する厚生年金の記録が判明し、氏名の漢字の一部相違についてご本人に確認のうえ記録を統合した。	約1,440万円
6	79歳	女	564,300円	996,300円	1,560,600円	回復前の厚生年金加入期間219月に162月を追加。	○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票が社会保険業務センターから回付される。 ○ご本人が「もれがある」と申出の会社名、勤務期間及び旧姓情報により調査したところ、ご本人の申出と一致する旧姓当時の厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約1,610万円

番号	年齢	性別	増加年金額 (年額)	年金額(年額)		概 要	年 金 額 回 復 の 経 緯	(参考)一定の前提での増加総額の機械的計算(※)
				回復前	回復後			
7	83歳	女	514,500円	670,600円	1,185,100円	回復前の厚生年金加入期間0月に114月を追加。(老齢基礎年金受給者)	○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票が社会保険業務センターから回付される。 ○ご本人が「もれがある」と申出の会社名、勤務期間及び旧姓情報により調査したところ、ご本人の申出と一致する旧姓当時の厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。 ○記録統合前は、国民年金の記録のみで老齢基礎年金を受給していたが、今回判明した厚生年金の記録により老齢厚生年金が受給できることになった。	約1,470万円
8	79歳	男	511,400円	1,166,000円	1,677,400円	回復前の厚生年金加入期間123月に111月を追加。	○「ねんきん特別便(全員便)」の対象者であるご本人が回答票を持参し相談窓口を訪れる。 ○ご本人が「もれがある」と申出の会社名、勤務期間により調査したところ、ご本人の申出とほぼ一致(生年月日が一部相違)する厚生年金の記録が判明し、ご本人に生年月日の一部相違を確認し記録を統合した。	約1,200万円
9	79歳	男	511,300円	2,640,900円	3,152,200円	回復前の厚生年金加入期間350月に83月を追加。	○「ねんきん特別便(全員便)」の対象者であるご本人が回答票を持参し相談窓口を訪れる。 ○ご本人が「もれがある」と申出の会社名、勤務期間により旧台帳等を調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約1,200万円
10	74歳	男	493,300円	919,400円	1,412,700円	回復前の厚生年金加入期間45月に船員保険加入期間99月(厚生年金換算132月)を追加。	○「受給者便」と「船員手帳」をご本人が持参し相談窓口を訪れる。 ○ご本人が「もれがある」と申出の船名、船舶所有者及び乗船期間により調査したところ、ご本人の申出とほぼ一致(氏名の読み仮名が相違)する船員保険の記録が判明し、記録を統合した。	約1,160万円

年金記録が回復した経緯別内訳(今回の10事例)

ねんきん特別便(名寄せ便)	4件 (事例 1、2、3、5)
ねんきん特別便(全員便)	5件 (事例 4、6、7、8、9)
受給者便(受給者への標準報酬月額等のお知らせ)	1件 (事例 10)
フォローアップ(電話・文書・訪問)対象事案	2件 (事例 1、2)

(注1) 本表は、上記期間において全国の年金事務所で行った年金額試算における増加年金額(年額)の上位10ケースについて事例概要、年金額回復の経緯を取りまとめたもの

(注2) ※の「(参考)一定の前提での増加総額の機械的計算」は、基本的に各ケースの受給開始年齢から65歳時点の平均余命(男性+18.6歳、女性+23.6歳)までの期間(この平均余命を超えているケースは現在年齢までの期間、すでに死亡されているケース(未支給分)は死亡時までの期間)について受給すると仮定して機械的に計算した金額であり、実際に支払われる差額ではない(実際には、在職や雇用保険受給による支給停止等や物価スライドがあるが、これらによる支給額の変動は考慮していない)

〈参考：用語の説明〉

○ねんきん特別便

全ての受給者・加入者(約1億9百万人)に加入記録を送付(19年12月から20年10月)し、漏れや誤りを本人に確認していたくもの。「漏れや誤りがある」との回答をいただいたものは記録の確認作業を行い、結果を本人にお知らせしている。

「名寄せ特別便」
基礎年金番号の記録との突合せにより結びつく可能性のある記録があった方へ送付(19年12月から20年3月)。

「全員特別便」
それ以外の全ての方へ送付(20年4月から10月)。

○フォローアップ照会

20年3月までに年金受給者の方に送付した「名寄せ特別便」に対して、「訂正なし」と回答をいただいた方及び未回答の方であって、未統合記録(基礎年金番号に統合されていない記録)の持ち主である可能性の高い方約88万人を対象として、電話、訪問及び文書により記録を確認し、都市部を除き、年金事務所等で調査できるものは、概ね確認作業を終了。

21年10月から、市区町村の協力を得て、接触できない方の電話番号等の把握や記録の調査を実施している。

○グレー便

マイクロフィルムの形で保管されている厚生年金等の旧台帳記録と基礎年金番号記録との突合せの結果、旧台帳記録が本人の記録である可能性がある方約68万人に対して、20年5月に「年金加入記録の確認のお知らせ」を送付し、記録の確認作業を行っているもの。連絡先(電話番号等)の連絡をいただいた方について、個別に電話や訪問による記録の確認作業を行っている。

○黄色便

未統合記録約5000万件について、「ねんきん特別便」による記録確認の取組みと並行して、住民基本台帳ネットワークシステムや旧姓等の氏名変更履歴などとの突合せにより、未統合記録の持ち主である可能性がある方に20年6月から21年12月の間に「年金記録確認のお知らせ」を送付し、記録の確認作業を行っているもの。

○ねんきん定期便

21年4月より、全ての現役加入者の方に対し、年金加入期間、保険料納付額及び年金見込額などを毎年誕生月にお知らせしているもの。「漏れや誤りがある」との回答をいただいたものは記録の確認作業を行い、結果を本人にお知らせしている。

○受給者便

厚生年金受給者等に対し、標準報酬月額の情報を含むお知らせを送付し、標準報酬月額及び資格期間に漏れや誤りがないかを本人に確認していただくもの。21年12月から送付を開始し、「漏れや誤りがある」との回答をいただいたものは記録の確認作業を行い、結果を本人にお知らせしている。

○国年特殊台帳

国民年金の被保険者台帳のうち、特例納付の記録、前納(保険料前払い)の記録、年度内の一部の期間のみ未納・免除となっている記録等の特殊な納付記録を記載したもの。

○標準報酬等の遡及訂正事案

不適正な遡及訂正処理が行われた可能性がある記録として抽出した以下の3条件全てに該当する記録(約6.9万件)のうち、厚生年金の受給者約2万件について、20年10月から戸別訪問調査を実施し、21年3月までに概ね終了。この個別訪問調査や、ねんきん定期便、受給者便の送付を通じて、本人に標準報酬を含む記録の確認を行っていただいた上で、必要な記録回復を進めている。

- ①標準報酬月額の引き下げ処理と同日若しくは翌日に退職の処理が行われている。
- ②5等級以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。
- ③6か月以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。

○再裁定進達

年金受給者の受給権が発生した日以前の被保険者記録を訂正したことで、年金の決定を改めて行う必要が生じた場合に、その年金決定に係る関係書類を年金事務所から機構本部に送付すること。

○時効特例給付

平成19年に制定された「厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る事項の特例等に関する法律」に基づき、記録の統合等に伴い新たに判明した年金記録の追加により年金額の増加が図られる場合に、既に時効により消滅した5年より前の期間分の年金についてお支払いするもの。